

議案第 1 号

令和 6 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 5 年度刈谷市教育費 3 月補正予算、令和 6 年度刈谷市教育費当初予算、工事請負契約の変更、条例の一部改正）に関する意見の聴取について

令和 6 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 5 年度刈谷市教育費 3 月補正予算、令和 6 年度刈谷市教育費当初予算、工事請負契約の変更、条例の一部改正）に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 1 0 号の規定により必要があるからである。

令和5年度刈谷市教育費3月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	△ 6,403	
3目 教育指導費	△ 6,403	非常勤講師配置事業 △ 6,403 ・報酬・職員手当等・旅費 △ 6,403
2項 小学校費	△ 28,000	
1目 学校管理費	△ 28,000	パソコン管理運用事業 △ 28,000 ・ライセンス使用料 △ 5,000 ・情報機器借上料 △ 23,000
3項 中学校費	△ 9,000	
1目 学校管理費	△ 9,000	パソコン管理運用事業 △ 9,000 ・ライセンス使用料 △ 1,000 ・情報機器借上料 △ 8,000
10款教育費 補正額合計	△ 43,403	補正後 10款教育費 10,431,713

予算額構成比	15.2	%
--------	------	---

令和6年度刈谷市教育費当初予算(案)

【歳 出】

(単位：千円)

款・項・目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較
10款 教育費	9,575,898	10,257,780	△ 681,882
1項 教育総務費	938,952	801,507	137,445
1目 教育委員会費	2,968	2,998	△ 30
2目 事務局費	245,812	241,585	4,227
3目 教育指導費	652,847	524,585	128,262
4目 子ども相談センター費	37,325	32,339	4,986
2項 小学校費	1,637,149	2,023,281	△ 386,132
1目 学校管理費	1,430,115	1,898,708	△ 468,593
2目 教育振興費	207,034	124,573	82,461
3項 中学校費	743,456	1,962,333	△ 1,218,877
1目 学校管理費	651,041	1,866,115	△ 1,215,074
2目 教育振興費	92,415	96,218	△ 3,803
4項 特別支援学校費	86,880	88,580	△ 1,700
1目 学校管理費	84,336	86,782	△ 2,446
2目 教育振興費	2,544	1,798	746
5項 社会教育費	3,246,236	2,540,772	705,464
1目 社会教育総務費	313,133	301,981	11,152
2目 文化財保護費	36,720	46,670	△ 9,950
3目 社会教育センター費	72,959	71,853	1,106
4目 図書館費	386,444	382,851	3,593
5目 青少年活動費	82,298	60,971	21,327
6目 郷土資料館費	39,055	48,086	△ 9,031
7目 美術館費	190,571	169,010	21,561
8目 市民センター費	823,383	249,734	573,649
9目 十朋亭費	5,551	7,437	△ 1,886
10目 市民休暇村費	108,913	113,101	△ 4,188
11目 生涯学習センター費	286,396	237,227	49,169
12目 総合文化センター費	663,168	629,591	33,577
13目 歴史博物館費	237,645	222,260	15,385
6項 保健体育費	2,923,225	2,841,307	81,918
1目 保健体育総務費	102,129	109,858	△ 7,729
2目 体育振興費	71,665	65,160	6,505
3目 体育施設管理費	1,053,548	1,040,319	13,229
4目 給食センター費	1,695,883	1,625,970	69,913
予算額構成比	13.9%	16.2%	△2.3 %

令和6年度刈谷市教育費当初予算主要事業

「教育文化」～生涯にわたって学び地域への愛着を育むまちづくり～

款・項	事業名	予算額（千円）	主要事業概要
10款 教育費			
1項 教育総務費	加藤与五郎博士顕彰科学教育振興事業 学校活動応援事業（拡充）	569	①
	地域学校協働活動推進事業（拡充）	3,019	②
	いじめ及び不登校児童生徒指導事業（拡充）	2,102	③
2項 小学校費	住吉小学校擁壁改修事業	168,800	④
	体育館トイレ等改修事業	210,000	⑤
3項 中学校費	雁が音中学校大規模改造事業	89,000	⑥
	体育館トイレ等改修事業	107,000	⑤
5項 社会教育費	加藤与五郎博士顕彰科学教育振興事業 市民講座開設等事業（拡充）	261	①
	城町図書館跡地活用事業（新規）	16,728	⑦
	図書貸出返却実証実験事業	300	⑧
	子ども・若者支援事業（拡充）	13,814	⑨
	富士松市民センター大規模改造事業	610,000	⑩
	文化振興事業	33,280	⑪
6項 保健体育費	国際スポーツ大会等啓発事業（拡充）	4,500	⑫
	部活動指導者活用事業（拡充）	2,328	⑬
	スポーツ施設管理事業（拡充） ウイングアリーナ刈谷等施設管理事業	280	⑭
	スポーツ施設管理事業（拡充） 体育館等施設管理事業	280	⑭
	ウイングアリーナ刈谷等施設改修事業	116,500	⑮
	（仮称）逢妻川河川敷運動広場整備事業	216,490	⑯

① 加藤与五郎博士顕彰科学教育振興事業

担当 学校教育課・生涯学習課

(直通 62-1035・62-1036、内線 2561・2571)

事業費

(1) 学校活動応援事業（学校教育課）

拡充分 569千円（10款1項3目）

総事業費 21,691千円

特定財源 繰入金 569千円

(2) 市民講座開設等事業（生涯学習課）

拡充分 261千円（10款5項1目）

総事業費 28,141千円

特定財源 繰入金 261千円

諸収入 1,459千円

事業の概要

刈谷市名誉市民である加藤与五郎博士の顕彰及び科学教育振興のため、子どもを対象とした科学実験教室等を開催する。

(1) 学校活動応援事業

ア 科学実験教室

小学5年生を対象に、各小学校において理科教員経験者による科学実験教室を行う。

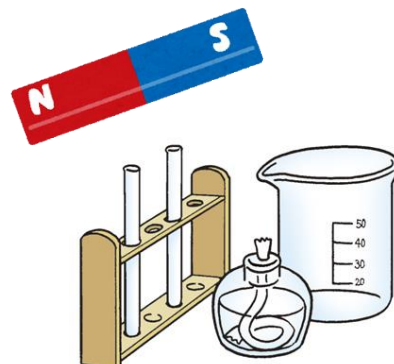
イ 科学実験ショー

小中学生を対象に、産業振興センターにおいて科学を楽しく学べる科学実験ショーを行う。

(2) 市民講座開設等事業

ア 科学講座

小中学生を対象に、科学について学ぶことのできる講座を行う。



② 地域学校協働活動推進事業（拡充）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

拡充分 3, 019 千円（10 款 1 項 3 目）

総事業費 10, 732 千円

特定財源 県支出金 3, 502 千円

事業の概要

地域と学校双方の活性化及び子どもの学びや体験活動の一層の充実を図るため、既に実施している 8 小学校と 3 中学校に加え、新たに 7 小学校と 3 中学校に地域学校協働活動推進員を配置する。

(1) 配置小学校 亀城、小高原、富士松南、富士松東、小垣江、小垣江東、朝日

(2) 配置中学校 刈谷南、富士松、依佐美



家庭科 裁縫・ミシン補助

③ いじめ及び不登校児童生徒指導事業（拡充）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

拡充分 2, 102 千円（10 款 1 項 3 目）

総事業費 75, 087 千円

特定財源 県支出金 1, 206 千円

事業の概要

児童が悩み等を気軽に相談できる環境の充実を図り、ストレスを和らげるとともに、健やかな学校生活を支援するため、小学校に配置されている心の教室相談員の相談時間を各校において年間 136 時間拡充する。



④ 住吉小学校擁壁改修事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

168,800千円(10款2項1目)

特定財源 国庫支出金 45,765千円

市債 103,600千円

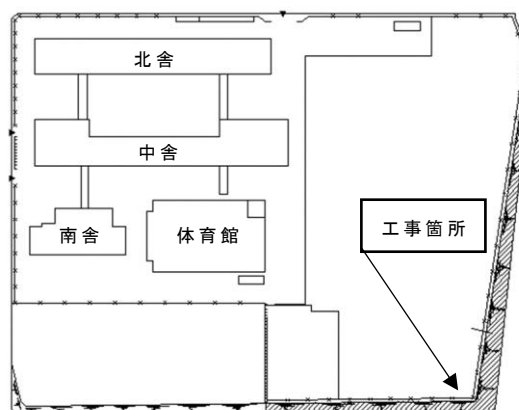
継続費 令和4～6年度

総額 249,000千円

事業の概要

児童の安全を確保するため、校庭南側及び東側の擁壁、法面の改修工事を行う。

(1) 擁壁改修工事 約210m



⑤ 小中学校体育館トイレ等改修事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

(1) 体育館トイレ等改修事業(小学校) 210,000千円(10款2項1目)

特定財源 国庫支出金 23,018千円

繰入金 28,000千円

市債 118,600千円

(2) 体育館トイレ等改修事業(中学校) 107,000千円(10款3項1目)

特定財源 国庫支出金 20,127千円

繰入金 14,000千円

市債 72,500千円

事業の概要

教育環境の向上及び避難所機能の強化を図るため、避難所となっている体育館等のトイレの洋式化、床の乾式化等の改修を行う。

(1) 小学校7校 亀城、衣浦、双葉、富士松東、富士松北、日高、かりがね

(2) 中学校3校 刈谷東、富士松、雁が音



⑥ 雁が音中学校大規模改造事業

担当 教育総務課

(直通 62-1034、内線 2551)

事業費

89,000千円(10款3項1目)

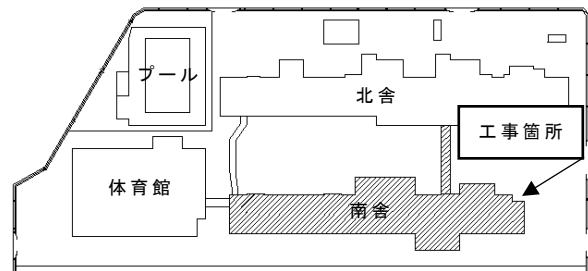
特定財源 国庫支出金 30,209千円

繰入金 44,000千円

事業の概要

施設の保全及び良好な教育環境の維持を図るため、校舎の機能を回復させるとともに、教育環境の変化に適合させるための大規模な改修を行う。

(1) 南舎の内装及び建具等の改修工事



⑦ 城町図書館跡地活用事業(新規)

担当 生涯学習課

(直通 62-1036、内線 2571)

事業費

16,728千円(10款5項1目)

事業の概要

子育て世代や学生、地域住民が集い、歴史とにぎわいを感じられる交流の場として、地域の意見を聞きながら、城町図書館の跡地活用方法を検討する。

(1) 基本設計



⑧ 図書貸出返却実証実験事業

担当 生涯学習課（中央図書館）

（直通 25-6000）

事業費

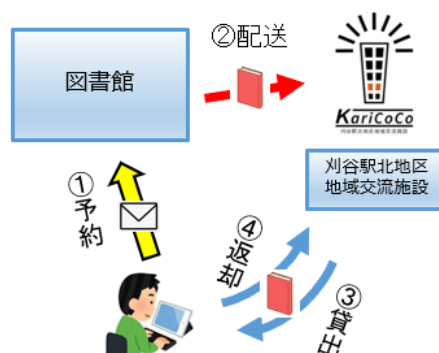
300千円（10款5項4目）

事業の概要

利用者の利便性の向上を図るため、インターネットで予約した図書を図書館以外の施設で貸出及び返却を行う場合の効果を検証する。

- (1) 時期 令和6年6月開始予定
- (2) 時間 午前7時から午後10時まで（予定）
- (3) 場所 刈谷駅北地区地域交流施設
- (4) 対象 視聴覚資料を除く図書

※貸出閲覧管理事業で実施



⑨ 子ども・若者支援事業（拡充）

担当 生涯学習課

（直通 62-1036、内線 2571）

事業費

拡充分 13,814千円（10款5項5目）

総事業費 21,619千円

特定財源 国庫支出金 6,500千円



事業の概要

子ども・若者の健全な育成を図るため、ひきこもりやニート等の困難を抱える子ども・若者及びその家族を対象とした、専門の相談員による総合相談窓口を拡充する。

- (1) 対象者 市内在住・在勤で、概ね40歳までの子ども・若者及びその家族
- (2) 実施日 令和6年10月から週6日（9月までは週2日）
- (3) 場所 子ども相談センター



⑩ 富士松市民センター大規模改造事業

担当 生涯学習課（富士松市民センター）

（直通 36-1111）

事業費

610,000千円（10款5項8目）

特定財源 繰入金 145,000千円

市債 437,200千円

事業の概要

施設の保全及び利便性の向上を図るため、施設の改修を行う。

(1) 事業箇所 今川町

(2) 構造規模 鉄筋コンクリート造3階建て
延床面積 1,873.88㎡

(3) 改修内容 内装の改修、設備の更新及び
災害時用発電機の設置



⑪ 文化振興事業

担当 生涯学習課

（直通 62-1036、内線 2571）

事業費

33,280千円（10款5項12目）

事業の概要

総合文化センターにおいて各種文化振興事業を開催し、優れた文化芸術作品の鑑賞及び市民参加の機会を提供する。

(1) 主な事業

ア 大ホール事業

東京フィルハーモニー交響楽団コンサート
（9月開催）

イ 小ホール事業

かりやKidsフェスティバル（8月開催）

ウ その他事業

アトリウム事業（通年開催）



アイリス少年少女合唱団
ニューイヤークンサート2024
（令和5年度小ホール事業）

⑫ 国際スポーツ大会等啓発事業（拡充）

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

拡充分 4, 500 千円（10 款 6 項 2 目）

総事業費 4, 598 千円

事業の概要

市民がスポーツを楽しみ、感動を共有する機会を提供し、市民スポーツの振興を図るため、令和 6 年 7 月から開催されるパリ 2024 オリンピックに出場するホームタウンパートナーチームの選手等を応援するイベントを開催する。

- (1) パブリックビューイングの開催
- (2) 横断幕・懸垂幕等の掲出



⑬ 部活動指導者活用事業（拡充）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

拡充分 2, 328 千円（10 款 6 項 2 目）

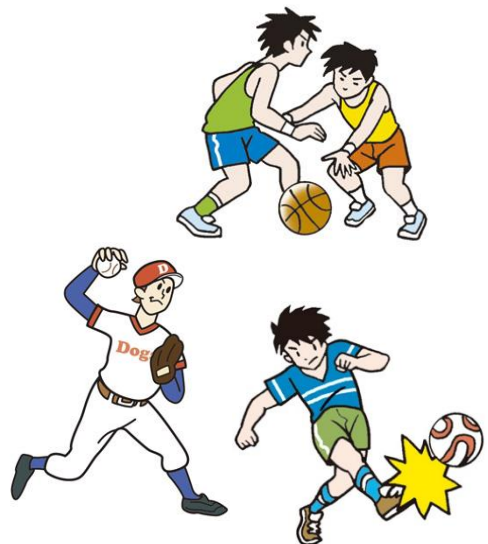
総事業費 10, 968 千円

特定財源 国庫支出金 763 千円

県支出金 763 千円

事業の概要

部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるため、学校、外部指導者、総合型地域スポーツクラブ等との連絡調整を行う部活動コーディネーターを新たに配置する。



⑭ スポーツ施設管理事業（拡充）

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

（1）ウィングアリーナ刈谷等施設管理事業

拡充分 280千円（10款6項3目）

総事業費 313, 219千円

特定財源 使用料及び手数料等 42, 530千円

（2）体育館等施設管理事業

拡充分 280千円（10款6項3目）

総事業費 208, 822千円

特定財源 使用料及び手数料等 29, 226千円



事業の概要

熱中症リスクの低減や、天候等の影響を受けずにグラウンド・ゴルフを実施可能とするため、ウィングアリーナ刈谷及び刈谷市体育館のアリーナに屋内用のグラウンド・ゴルフ用具を整備する。

⑮ ウィングアリーナ刈谷等施設改修事業

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

116, 500千円（10款6項3目）

特定財源 繰入金 39, 000千円

事業の概要

安全性及び利便性向上のため、ウィングアリーナ刈谷の改修等を行う。

（1）ウィングアリーナ刈谷

ア プール設備改修工事

イ 監視カメラ設備更新工事

ウ 空調設備改修工事



⑩ （仮称）逢妻川河川敷運動広場整備事業

担当 スポーツ課

（直通 63-6040、内線 2905）

事業費

216,490千円（10款6項3目）

継続費 令和5～6年度

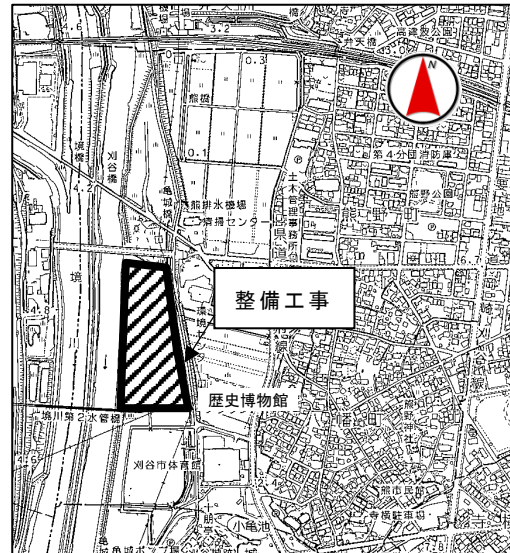
総額 330,000千円

事業の概要

市民のスポーツニーズへの対応と健康増進を図るため、逢妻川河川敷にサッカー場や多目的広場等のスポーツ施設を整備する。

（1）事業箇所 逢妻町

（2）整備工事 約3.8ha



報告第 号

工事請負契約の額を変更する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分することを得る事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

刈谷市長 稲垣 武

別紙 1

専決処分書

議会の権限に属する事項のうち、市長の専決事項の指定（昭和 61 年 3 月 27 日議決）により、議会の議決のあった工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 日

刈谷市長 稲垣 武

- | | | | | |
|---|---------|---|-----|------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 刈谷南中学校他 1 校体育館他空調設備設置工事 | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市住吉町 2 丁目 1 番地
刈谷市山池町 1 丁目 201 番地 | | |
| 3 | 変 更 事 項 | 請負契約金額 | 変更前 | 146,841,200 円
変更後 152,193,800 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 刈谷市野田町馬池 3 番地 18
中央プランテック株式会社
代表取締役 水 野 泰 一 | | |

別紙 2

専決処分書

議会の権限に属する事項のうち、市長の専決事項の指定（昭和 6 1 年 3 月 2 7 日議決）により、議会の議決のあった工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 日

刈谷市長 稲垣 武

- | | | | | |
|---|---------|---|-----|-------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 住吉小学校擁壁改修工事 | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市住吉町 3 丁目 7 0 番地 | | |
| 3 | 変 更 事 項 | 請負契約金額 | 変更前 | 2 0 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| | | | 変更後 | 2 0 4 , 9 2 3 , 4 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 刈谷市相生町 3 丁目 3 番地
アイシン開発株式会社
代表取締役 前 沼 聡 | | |

議案第 号

刈谷市図書館条例の一部改正について

刈谷市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市図書館条例の一部を改正する条例

刈谷市図書館条例（平成 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

（ 1 ） 名 称 刈谷市富士松図書館

（ 2 ） 位 置 刈谷市東境町神田 3 2 番地 2

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市城町図書館の廃止に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第 1 号関係資料

○刈谷市図書館条例

新	旧						
(分館) 第 3 条 刈谷市中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) <u>名称</u> <u>刈谷市富士松図書館</u> (2) <u>位置</u> <u>刈谷市東境町神田32番地 2</u>	(分館) 第 3 条 刈谷市中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr> <tr> <td><u>刈谷市城町図書館</u></td><td><u>刈谷市城町 1 丁目24番地</u></td></tr> <tr> <td><u>刈谷市富士松図書館</u></td><td><u>刈谷市東境町神田32番地 2</u></td></tr> </table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>刈谷市城町図書館</u>	<u>刈谷市城町 1 丁目24番地</u>	<u>刈谷市富士松図書館</u>	<u>刈谷市東境町神田32番地 2</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>						
<u>刈谷市城町図書館</u>	<u>刈谷市城町 1 丁目24番地</u>						
<u>刈谷市富士松図書館</u>	<u>刈谷市東境町神田32番地 2</u>						

議案第 2 号

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

刈谷市教育委員会事務局処務規則（平成 4 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（ 4 ） アジア・アジアパラ競技大会推進係

第 7 条第 2 項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 3 ） 第 2 0 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、係の新設に伴い必要があるからである。

議案第 3 号

令和 6 年度刈谷市の教育一般方針について

令和 6 年度刈谷市の教育一般方針を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により必要があるからである。

別紙につきましては、
資料の最後に添付。

議案第 4 号

刈谷市指定文化財の指定及び解除について

刈谷市指定文化財に別紙のとおり指定及び解除するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 1 条ただし書の規定により必要があるからである。

種 別	指定名称	所有者	指定・解除	
有形文化財・考古資料	いずみだ こふんしゅつ ど ひん 泉田古墳出土品	刈谷市	指定	
有形文化財・古文書	きょうごくたかひでしよじょう 京極高秀書状	個人	解除	市外転出のため
有形文化財・古文書	ました ながもりもんじょ 増田長盛文書	個人	解除	市外転出のため
有形文化財・工芸品	ぶつとう 仏塔	個人	解除	亡失のため
有形文化財・工芸品	めい き だんじょう 明器男女俑	個人	解除	亡失のため

(指定) 泉田古墳出土品

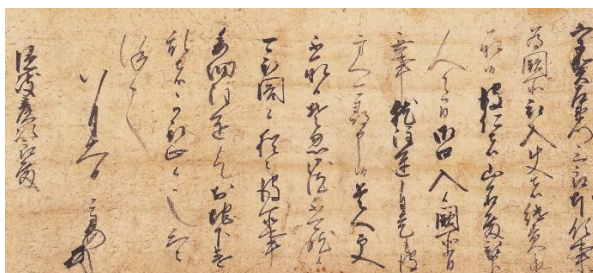


<解説>

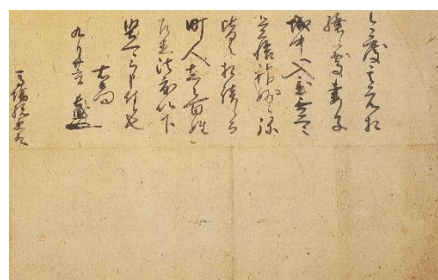
昭和35年(1960)に境川流域の古墳として初めて調査された泉田古墳の石室内から出土した副葬品で、須恵器や金属製品、石製品からなる。

泉田古墳の周辺は、当時は衣ヶ浦の湾奥、逢妻川の河口で、陸と海をつなぐ物流拠点であったと考えられ、当該資料は、そのような要所をおさえた有力氏族が存在したことを裏付ける重要な資料といえる。(泉田古墳は調査後滅失)

(解除) 京極高秀書状



(解除) 増田長盛文書



(解除) 仏塔



(解除) 明器男女俑



令和6年度刈谷市の教育一般方針

刈 谷 市 教 育 委 員 会

目 次

刈谷市の教育方針	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第 1 教育基本方針		
第 2 教育目標		
教育総務課	・ ・ ・ ・ ・	P 2
学校給食センター	・ ・ ・ ・ ・	P 3
学校教育課	・ ・ ・ ・ ・	P 5
生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	P 10
中央図書館	・ ・ ・ ・ ・	P 13
スポーツ課	・ ・ ・ ・ ・	P 15
子ども課	・ ・ ・ ・ ・	P 17

刈谷市の教育方針

刈谷市教育委員会は、学校教育・社会教育・家庭教育の進むべき方向を示すものとして、教育基本方針と教育目標を定め、組織的、計画的、継続的に教育を推進し、連帯感あふれる主体的で創造的な実践人の育成に努める。そして、自然と人間、心と物との調和のある社会を築くことを目指し、文化の創造と興隆を図り、活力ある郷土の発展を期する。

第1 教育基本方針

- 1 連帯感あふれる主体的、創造的な市民の育成を目指す。
- 2 施設などの教育環境の整備を進め、きめ細かい対応と措置を講ずる。
- 3 教育の目的実現のため、学校・家庭・地域社会が互いに連携を深めるとともにそれぞれの役割を果たすよう啓発する。
- 4 幼児教育、青少年教育、成人教育を計画的、積極的に推進し、生涯学習社会の実現を目指す。

第2 教育目標

- 1 個性を尊重し、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成に努める。
- 2 自ら学び、自ら考える力を育成し、自己教育力の向上に努める。
- 3 教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携を深め青少年の健全育成に努める。
- 4 特別な支援が必要な幼児、児童生徒の指導に努める。
- 5 生きがいを持った心豊かな人づくりのため、多様な学習機会の提供に努める。
- 6 生涯学習施設の充実に努め、環境を整備することにより生涯学習の振興を図る。
- 7 郷土を学び、郷土を愛する心を育成するため、文化財の保護、保存に努める。
- 8 スポーツの振興を図り、健やかな心と体の育成に努める。
- 9 スポーツ施設の拡充、整備、指導者の養成、各種スポーツ団体の育成及びプログラムの充実に努め、生涯スポーツの振興を目指す。

教 育 総 務 課

1 基本方針

教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう、小中学校、特別支援学校の校舎、設備、ＩＣＴ機器、備品等の整備充実を図り、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設環境の確保など、快適で安全な教育環境づくりに努める。

また、読書による児童生徒の知的活動の増進、人間形成、情操の養成に役立てるため、図書の実施を図る。

2 施策別目標と主要事業

(1) 計画的な投資

ア 計画的な施設の改修・更新

学校施設の長寿命化を図るため、公共施設維持保全計画に基づき、校舎の改修等を行う。

(ア) 雁が音中学校大規模改造事業

南舎の内装、建具取替工事等を行う。

(イ) 小高原小学校体育館外壁等改修事業

体育館の外壁改修及び屋上防水工事を行う。

(2) 教育関連施設の整備

ア 小中学校体育館トイレ等改修事業

体育館・武道場のトイレの洋式化、乾式化などの改修工事を行う。

イ 富士松南小学校体育館改築事業

校舎と改築した体育館をつなぐ渡り廊下の建設工事及び外構工事を行う。

ウ 住吉小学校擁壁改修事業

住吉小学校の東側及び南側の擁壁改修工事を行う。

(3) その他継続的事業

ア 小中学校改修事業

イ 小中学校補修事業

ウ ＩＣＴ教育事業

エ 図書充実事業

学 校 給 食 セ ン タ ー

1 基本方針

学校給食は、食事を通して児童生徒に正しい食生活を身に付けさせるとともに、好ましい人間関係を育成し、心身の健全な発達に資することを目的に学校教育活動の一環として実施する。

こうした目的に沿って栄養バランスのとれた給食の提供を最重点に、学校、家庭とも密接な連携を図るとともに、アレルギー対応給食を実施し「豊かで魅力ある、安全な学校給食の実践」に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 栄養バランスのとれた安全な給食の提供

ア 学校給食実施基準

小中学校、特別支援学校の小中学部、高等部の児童生徒及び、幼稚園の園児 1 人 1 回あたりの学校給食摂取基準は、文部科学省の定める「学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」に準ずる。

イ 特別支援学校の児童生徒への適用

障害の種類や程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、学校給食実施基準の適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態、地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用する。

ウ 主食（委託加工 ただし特別支援学校の形態食の米飯を除く）

米飯を週 4 回実施し、原則として水曜日にはパン、またはめんを実施する。

エ 牛乳

体の基礎が形成される成長期に必要なたん白質、カルシウム等を摂取するため毎食実施する。

オ 献立作成時の注意事項

主食との組み合わせ、学校給食摂取基準、残食率、アンケート結果等を考慮して献立を作成する。

カ 小中学校及び特別支援学校のアレルギー対応給食

鶏卵については、除去食又は代替食で対応する。乳については、
飲用牛乳の中止で対応する。

特別支援学校の形態食については、児童生徒個々の状況に応じて
対応する。

(2) 食に関する指導

ア 食に関する指導訪問

栄養教諭が、小学校2年生、5年生及び中学校1年生の全クラス
を対象に、授業時間または給食時間に食に関する指導を行う。

イ 食生活アンケート

小学校5年生と中学校2年生の一部を対象として、実態調査を行う。

(3) 衛生管理への十分な配慮

(4) 給食に関する情報の提供

(5) 学校、家庭との連携

(6) 食物アレルギーに関する啓発活動

学 校 教 育 課

1 基本方針

子どもたちには、これからの変化の激しい時代を、周囲と手を携え、前向きに切り開いていく能力「生きる力」が求められている。「共に生き、未来を創造する子ども」に必要な「生きる力」を育むという観点から、「知」「徳」「体」の3つを、刈谷という「礎」のなかで、バランスよく伸ばさせ続けるとともに、全教職員が目の中の一人一人の子どもに寄り添い、支える姿勢を大切にすることを重視し、重点項目を次のとおり定める。各学校においては、教員一人一人が重点項目の具現化と使命感、責任感、誇りをもって指導できるよう資質向上に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 学校教育の基本目標

ア 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校や地域の実態に即した教育課程を編成し、一人一人の子どもに寄り添い、その子に応じた支援、指導を通し、創意と活力にあふれた魅力ある学校づくりの推進を図る。

イ 基礎・基本の確実な習得及び学ぶ力・学ぶ心、科学的な思考を育み、確かな学力が定着している子どもの育成を図る。

ウ 自己肯定感・自己有用感を醸成し、子どもたちのいのちを大切にする心や思いやりの心、創造性・感受性・表現力を育み、豊かな心が培われている子どもの育成を図る。

エ 運動に親しむ態度を育むとともに、食育の推進及び健康の増進により、健やかな身体を有する子どもの育成を図る。

オ 教育環境の整備、充実を図るとともに、家庭、地域、関係諸機関と連携し、地域から信頼され、安心・安全な学校づくりの推進を図る。

(2) 重点項目

ア 児童生徒一人一人に応じた支援の充実

(ア) 子どもたちの変化に敏感に気付くことのできる教職員の育成

a 子どもたちを見る目を磨く等、教職員の資質向上に向けた取組の推進

b 子どもたちの理解に努め、個に応じた支援の充実

(イ) 教職員の情報交換を密にした、組織的な対応

- a 教職員が相談し合える雰囲気づくりと、定期的な情報交換の場の設定
- b 児童生徒のことを共通理解した上で、教職員個々の特性を生かした多様な指導の展開
- c いじめや不登校の未然防止、素早く的確な対応

イ 確かな学力の定着

(ア) 基礎・基本の確実な習得

- a 基礎的な知識・技能を習得する
 - (a) スモールステップや繰り返しによる学習の実施
 - (b) 少人数、T・T授業※によるきめ細やかな指導の実施
- ※T・T授業…1つの授業に対して、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式
- (c) 特別支援教育の充実
 - b 言語に関する能力を高める
 - (a) 自分の考えや感じ取ったことをまとめる力を身に付ける場の設定
 - (b) 自分の考えを伝える、仲間の意見を聴く場の設定
 - (c) 外国人児童生徒等に対する教育の充実

(イ) 学ぶ力・学ぶ心の育成

- a 主体的に学びに向かう
 - (a) 一人一人に合った教材・教具の開発
 - (b) 子どもの学習意欲を引き出す単元の構想
- b 「分かった」「できた」を実感できる
 - (a) 各教科・領域における問題解決学習の実施
 - (b) 専門的な知識を有する教員による小学校教科担任制の導入

(ウ) 科学的な思考の育成

- a 自然の事物や現象に対して、興味・関心を高める
 - (a) 観察や実験を中心とした探究型学習過程の構想

(b) 夢と学びの科学体験館でのプラネタリウム見学やラボ科学体験の実施

(c) 環境教育の充実

b 自然の事物や現象を分析的、総合的に考察し、筋道を立てて考える

(a) 指導内容に応じた、タブレット、電子黒板など I C T 機器の効果的な活用

(b) 子どもたちの研究成果を発表できる理科学研究発表会の開催

(c) 企業などの専門家を招聘した学習会の開催

ウ 豊かな心の育成

(ア) 自己肯定感・自己有用感の醸成

a 自分の存在の尊さを理解し、自分のがんばりや取組のよさを認知する

(a) 一人一人に合った居場所づくり

(b) 自己実現を図るための目標設定と自己評価の実施

(c) Q-U 検査の実施と活用

※Q-U検査…楽しい学校生活を送るためのアンケート

b 生活の中で、自分が役に立っていることを実感する

(a) 役割や取組を認め合う機会の充実

(b) 職場体験活動、保育実習、福祉実践教室の実施

(c) 校内外のボランティア活動の場の充実

(イ) いのちを大切にすることや思いやりの心の育成

a 自他を尊重する心情・態度と道徳的な判断力を身に付ける

(a) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進

(b) 多様な価値観に触れる機会の充実

(c) 生徒会サミットの開催

b 防災意識をもつとともに、被災地復興に向けて自分たちができることを考える

(a) 防災・減災教育の実施

(b) 学校安全マニュアルに基づいた避難訓練の実施

- (c) 被災地への募金活動や物資の支援等、被災地支援の実施
- (ウ) 創造性・感受性・表現力の育成
 - a 感性が磨かれ、豊かな芸術性や自然を愛する心を身に付ける
 - (a) 合唱コンクール、小中音楽会、観劇会、刈谷っ子ギャラリーなどの文化芸術活動の開催
 - (b) 地域の自然と触れ合う学習活動の充実
 - b 創造力や言語力が高まり、感情を豊かに表現できる
 - (a) 体験活動の充実
 - (b) 読書指導の実施、司書による学校図書館の充実
 - (c) ボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリングの実施
- エ 健やかな身体づくり
 - (ア) 運動に親しむ態度の育成
 - a 自分の思うように身体を動かす楽しさを味わう
 - (a) 体力向上プロジェクトの推進
 - (b) 小学校における外遊び検定の実施
 - (c) 小中学校における体づくり運動の充実
 - (イ) 食育の推進
 - a 食に対する意識を向上させ、食に関する知識を得る
 - (a) 食育推進プロジェクトの継続的な実施
 - (b) 食育キャラクター「食まるファイブ」の活用
 - (c) 食に関する情報を掲載した食まるだよりの発行
 - b 地域の食材や食文化、食料の生産などに関わる人々への興味・関心を高める
 - (a) 地元農家や企業などと連携した共同学習の実施
 - (ウ) 健康の増進
 - a 自分の健康状態に興味をもち、望ましい生活習慣を確立する
 - (a) 学校保健会、医師会などと連携した保健教育や健康づくりの充実
 - (b) 保健主事を核にした学校保健委員会の充実

- (c) 早寝・早起き・朝ごはんなどの生活習慣の定着
 - (d) 消毒・手洗いなどの感染症対策の徹底
- b 心のケアができ、心の健康を保つ
 - (a) 教育相談や生活アンケートによる子どもの実態把握
 - (b) スクールカウンセラー、スクール・ほっと・アシスタント、心の教室相談員等による子どもの心のケア
 - (c) 校内の相談体制の充実や各種相談機関との連携
- オ 地域から信頼される安心・安全な学校づくり
 - (ア) 教育環境の整備・充実
 - a 感染症等に対応した持続的な学校運営
 - b 就学援助、私学助成金の充実
 - c 教職員の働き方改革の推進
 - (イ) 地域から信頼され、安心・安全な学校づくり
 - a スクールガードによる見守り、PTAなどによる学校ボランティア活動の推進
 - b 外部人材の活用による学校現場の業務の分散化
 - c 地域懇談会等、学校と地域が情報共有できる場の設定
 - d 地域学校協働活動の推進
- (3) 現職教育等の実施計画
 - ア 研究指定校
 - (ア) 刈谷市教育委員会
 - a 小垣江小学校、朝日小学校、刈谷東中学校（令5～令6）
 - b 富士松北小学校、双葉小学校、刈谷南中学校（令6～令7）
 - (イ) 愛知県教育委員会
 - a キャリアスクールプロジェクト 全中学校・富士松北小学校
 - b 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 依佐美中学校

生涯学習課

1 基本方針

今日、経済・社会情勢の変化とともに、生涯学習を取り巻く環境は多様化している。また、現在は女性の社会進出の促進、高齢化の進展に伴う定年の延長、働き方改革の推進により、ライフスタイルが個性化し、余暇の過ごし方においても多様な選択肢が望まれている。

また、家庭・地域の教育力や地域社会の活力の低下が懸念されており、地域づくりを再度見直し、地域社会における新たな人のつながりや生きがいを生み出していく必要がある。

このような状況の中で、「自ら求め 自ら満たし 生きがいをもつ 生涯学習都市」を目指し、市民が生涯を通じて主体的に学習を続けていけるよう、また、学習の場からふれあいや交流を深め、連帯感や協力性を培い、ひいては活力ある社会を維持していくことができるよう、あらゆる機会をとらえて生涯学習の継続的な推進に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 人づくりに向けた学習支援

個性を重視した学習ニーズに対応するため、身近な学習機会の提供、多様な分野におけるきっかけづくり、ライフステージに応じたきっかけづくりに重点的に取り組む。

ア 市民講座

中央生涯学習センター、市民センター等において、多様な分野の講座を実施する。

イ 大学連携講座、市民講師企画講座「まなびの教室」

大学教授等から専門的な知識を学ぶ講座や、市民が講師となり自らの技能を伝える講座を開催する。

ウ 出前講座

市職員を市民の元へ講師として派遣し、市政に対する理解を深める機会を設ける。

エ 生涯学習イベント「刈谷まなびの広場」

市民が学びの成果を披露したり、実際に体験したりすることができ

るイベントを開催する。

オ 市民大学講座

各界で活躍する著名人を招き、時勢に合ったテーマで講演を開催する。

カ 総合文化センター事業

東京フィルハーモニー交響楽団の精鋭メンバーによるコンサートをはじめ、演劇やミュージカル等を開催するほか、アイリス少年少女合唱団によるコンサート、レジデントアーティストによる定期公演や無料のミニコンサート等を開催する。

キ 青少年向けイベント情報の提供

子どもたちの各種体験活動機会や青少年健全育成支援の情報を提供する。

ク 青年講座

青少年が余暇を利用して多様な学習・体験を行うことができる講座を開催する。

ケ 高齢者教室

高齢者が心身ともに健やかで生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや社会貢献活動等につながる講座を開催する。

コ 加藤与五郎博士顕彰科学講座

刈谷市名誉市民である加藤与五郎博士の顕彰及び科学教育振興のため、小中学生を対象に科学講座を開催する。

(2) 絆づくり・地域づくりに向けた活動支援

市民仲間づくりの場であるグループ・サークルの活動を支援するとともに発表や交流の機会をつくり、その活動の充実を図る。

また、地域を取り巻く様々な課題の解決に向けては、地域住民が自ら学び、対応していくことが重要であることを鑑み、市民が学習や活動の成果を地域社会で活用できるような機会・場の提供を図る。

ア 市民講座受講後のグループ結成の促進

イ 学習発表会の開催

ウ 地域公民館への活動支援

エ 家庭教育地域推進事業（亀城・小垣江東・富士松南小学校区）の実施

オ 「指導者名簿」の充実と活用

カ 生涯学習リーダーの活用

生涯学習活動の担い手である生涯学習リーダーによる企画講座を開催する。

キ 総合文化センター市民スタッフ「文化工房かりや」の養成・活用

文化行政や企画制作の基本に関して知識を深めるため、研修を実施するとともに、自主公演の支援を行う。

（３）生涯学習施設の運営

高度化、多様化している学習ニーズに対応するために、利用者の視点に立ったサービスの向上と効率性の両立を図るとともに、施設・設備の充実に取り組み、質の高い施設環境づくりを進める。

ア 市民館の経年劣化に伴い、施設・設備の修繕を実施する。

イ 市民館の活用を促進するために、市民館運営委員会における主体的な運営を支援する。

ウ 地域集会所の整備等に係る補助金を交付する。

エ 公共施設予約案内システムの利用を促進する。

オ 富士松市民センターの大規模改造工事を行う。

（４）学習情報の提供と相談体制

市の事業はもとより、グループ・サークルの活動、教育機関が開催する講座など、様々な生涯学習情報を収集し、市民に多様な方法で周知・提供するとともに、生涯学習の相談に対応する人材を育成し、相談体制の充実に努める。

ア 生涯学習情報誌「よかよかガイド」の作成

市が実施する生涯学習関係事業の情報をホームページ上で掲載する。

イ ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

等による生涯学習情報の提供

ウ 「グループ・サークル名簿」の充実と活用

エ 生涯学習に関する相談窓口機能の充実

(5) 青少年の健全育成

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる安心・安全な居場所づくりを進めるとともに、子ども・若者が社会の一員として自立し、円滑な社会生活を営むことができるよう社会参加の推進及び支援の充実を図る。

ア 放課後子ども教室（全小学校）の実施

イ 中高生の居場所「なごみんはあと」の開設

ウ 週末の子どもの居場所「キッズクラブ」の開設

エ 子ども・若者総合相談窓口の相談体制の充実

オ 子ども・若者の居場所の開設

カ かりや二十歳の集いの開催

キ 夢が広がる未来応援講演会の開催

中 央 図 書 館

1 基本方針

図書館は、市民に開かれた身近な「知の源泉」として、図書館資料の充実を図り、誰にも親しまれ、安心・安全で利用しやすい図書館運営を目指す。

また、子どもの読書活動推進のため、幼児・児童向けのおはなし会の開催、学校やボランティア団体との協力体制の強化に努めるとともに、地元出身の童話作家森三郎の顕彰、各種展示会や講演会・講座の開催、県・近隣図書館との相互貸借等幅広い活動を展開し、市民の生涯学習と文化の発展に取り組む。

2 主要事業

(1) 貸出閲覧管理事業

蔵書図書の適正な管理を行い、利用促進を図るとともに、小中学校、幼稚園、保育園等へ貸出希望図書を配送し、乳幼児期からの読書環境の整備や学校での読書活動を支援する。また、村上文庫等所蔵する古典籍をインターネットで公開することにより、利用者サービスの向上を図る。

(2) 図書等購入事業

電子書籍を拡充し、電子図書館システム利用者サービスの向上、視覚障害者等への読書環境の整備並びに学校教育への活用の促進を図る。

(3) 図書巡回サービス事業

中央、城町、富士松の各図書館と市民センター等を週3回巡回し、本を配送することにより、本の貸出しや返却における利便を図る。また、新たな貸出・返却場所を設置する実証実験を行う。

(4) 森三郎顕彰事業

本市を代表する文化人である童話作家森三郎の作品の素晴らしさ、童話の楽しさを伝えるため、引き続き市内の小中学生から森三郎作品の読書感想文等を募集する。

(5) 講座等開催事業

講師を招いて読書講演会や、童話を書く講座を開催することで、読書への興味と教養の向上を図る。

ス ポ ー ツ 課

1 基本方針

市民のニーズや期待に適切に応え、市民一人ひとりがスポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備するため、「第3次刈谷市スポーツマスタープラン」に基づき、「する・みる・ささえるスポーツ」のそれぞれの関わり方でスポーツの普及振興を図る。

【第3次刈谷市スポーツマスタープラン】

基本理念：豊かなスポーツライフの実現

テーマ：一市民^{いち}一スポーツ^{いち}～みんなのスポーツとわたしのスポーツ～

2 施策別目標と主要事業

(1) 活動プログラムの充実

だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動に関わることができるよう、様々なプログラムの充実を図り、スポーツ活動への参加の機会を提供する。

ア 各種大会開催事業

(ア) 刈谷市卓球大会兼一万人卓球大会刈谷地区大会

(イ) 刈谷GOGOウォーキング

(ウ) 刈谷市ユニホッケー大会

イ 刈谷市かきつばたマラソン大会開催事業

ウ ニュースポーツ普及事業

エ 刈谷市スポーツ協会事業

(ア) 刈谷市長杯総合体育大会

(イ) スポーツ少年団の育成

オ 刈谷市レクリエーション協会事業

(ア) 市民盆おどり大会・あそびの広場

(イ) 刈谷市わくわくウォーク大会

カ 各種大会補助事業

(ア) Bリーグ・WJBL刈谷大会

(イ) 全国選抜大学・実業団相撲刈谷大会

(ウ) Vリーグ男子・女子刈谷大会

キ 各種大会出場選手激励事業

(2) クラブ・団体の育成

総合型地域スポーツクラブや、スポーツ協会、レクリエーション協会などの団体が安定的に活動できるよう、団体の育成を支援し、市民のスポーツ活動の充実を図る。

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

イ 刈谷市スポーツ協会補助事業

ウ 刈谷市レクリエーション協会補助事業

(3) 施設の整備・充実・開放

市民が身近に利用できる施設の整備に努めるとともに、指定管理者との連携を図りながら、ウィングアリーナ刈谷を始め、刈谷市体育館、刈谷球場、各グラウンドなどの適切な管理運営を行い、利用促進に努める。

ア ウィングアリーナ刈谷等施設改修事業

イ 体育館等施設改修事業

ウ (仮称) 逢妻川河川敷運動広場整備事業

(4) ささえる人材の育成

市民がスポーツ活動に取り組み、継続できるよう、指導者やスポーツボランティアなどのささえる人材を育成するとともに、ささえるスポーツについて啓発する。

ア スポーツ推進委員事業

イ スポーツリーダー養成講座事業

(5) 情報の提供

スポーツ活動に関する各種情報を積極的に発信し、スポーツに興味・関心を持たせるよう啓発する。

(6) スポーツを通じたまちづくり

本市の恵まれたスポーツ環境を活用し、スポーツを通じて派生するさまざまな交流活動、市の魅力向上・発信など、魅力と活力にあふれるまちづくりに努める。

ア ホームタウンパートナー事業

イ 国際スポーツ大会等啓発事業

ウ アジア・アジアパラ競技大会開催事業

子 ども 課

1 基本方針

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、幼児教育の基本目標及び重点項目を次のとおり定め、各園においては、園長の指導の下に保育者一人一人が基本目標及び重点項目の意義を共有し、使命感、責任感、誇りを持って保育を行うことができるよう資質の向上に努める。

2 施策別目標と主要事業

(1) 幼児教育の基本目標

ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、園や地域の実態に即した教育課程を編成し、特色を生かした園づくりを推進する。

イ 基本的な生活習慣を身に付け、自立を促す。

ウ 遊びを通して、豊かな心の育成を図る。

エ 健康教育及び食育の推進により、健やかな体の育成を図る。

オ 特別な支援が必要な幼児には、一人一人の特性に応じた指導を通して良さや可能性を伸ばし、自信や自立につなげる。

カ 外国籍家庭や日本語教育が必要な幼児の園生活への適応及び園生活における支援の充実に努める。

キ 家庭、地域、関係諸機関と連携し、地域に開かれた園づくりを推進する。

ク 安心・安全な園づくりを推進する。

(2) 重点項目

ア 幼児期にふさわしい生活の展開

(ア) 保育者との信頼関係に支えられた生活の保障

(イ) 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活の工夫

(ウ) 友達と十分に関わって展開する生活

イ 遊びを通しての総合的な指導

(ア) 健康な体づくり

a 四肢の発達を促し、体を動かす楽しさを味わえる環境の工夫

b 食に興味や関心がもてる環境づくりと指導

(イ) 豊かな心の育成

a 人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育てる保育者のかわり

b 生活や遊びの中で規範意識の芽生えを養う指導

c 絵本や物語を取り入れた保育内容の工夫

(ウ) 思考力の芽生えの養成

好奇心や探求心を揺さぶり、試行錯誤する楽しさが味わえる指導

(エ) 協同性を培う保育指導

a 自分らしさを発揮し、認め合える関係性づくり

b 友達と共通の目的の実現に向けて、やり遂げる楽しさを味わえる指導

ウ 一人一人に応じた指導の充実

(ア) 子どもの思いを読み取ることができる職員の育成

a 幼児の心に寄り添う保育指導の充実

b 一人一人の良さや可能性を生かした学級づくりの推進

(イ) 特別支援教育の充実

a 特別な支援が必要な幼児の特性や発達過程、興味・関心、発育・発達段階等を踏まえた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

- b 就園支援の充実と交流
 - c 保育カウンセラー等による巡回指導
- エ 小学校教育との接続
 - (ア) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の具体化
 - (イ) 発達や学びをつなぐ連携の工夫
 - a 小学校との意見交換や教育内容の相互理解
 - b 児童と幼児の交流の場と内容の工夫
- オ 保育環境整備・安心安全な園づくり
 - (ア) 安全教育の推進
 - a けがの防止、熱中症対策、各種アレルギー対策の推進
 - b 消毒、手洗い等の感染症対策の徹底
 - (イ) 交通安全教育の推進
 - 交通安全意識の向上
 - (ウ) 防犯・防災教育の推進
 - a 非常時の避難訓練の実施
 - b 登園、降園時や保育中の防犯対策の充実
 - (エ) 安心で安全な施設整備
 - a 計画的な施設、整備の改修
 - b 保育・教育用玩具や教材の更新、充実